

加高地第4484号
平成31年1月24日

市内地域密着型サービス事業所
代表者様

加古川市高齢者・地域福祉課長

高齢者福祉施設等におけるインフルエンザ等感染症対策の徹底について

平素は、本市の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

インフルエンザは毎年冬季に流行を繰り返していますが、県内では、平成31年第2週（1月7日から1月13日）における定点医療機関でのインフルエンザ報告数は、昨年より1週間早く「警報レベル」に達しており、今後とも十分な注意が必要な状況です。

高齢者が入所する施設で、インフルエンザ等の感染症の流行があった場合には、入所者の体調等によっては、その生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあるため、従来より施設等の感染症対策の徹底に努めていただいているところですが、下記の事項に留意し改めて点検を行い、施設等におけるインフルエンザ等感染症対策に万全を期されるようお願いいたします。

記

1 施設等の運営基準の点検・確認

基準への適合状況について点検・確認のうえ必要な見直しを行ってください。

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び職員への結果の周知
- ②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の作成
- ③感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための職員研修の定期的な実施

2 感染症等が発生した場合の対応の点検・確認

①感染症及び食中毒の発生又は発生が疑われる際の対応について、施設内で点検・確認を行い、発生等の際に適切に対応できるよう職員に周知を図ってください。

②イからハに掲げる場合、有症者等の人数、症状、対応状況等を保健所に迅速に報告するとともに、市介護保険課に事故報告書の提出をしてください。

- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に2名以上発生した場合
- ロ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

(参考：「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)

【事故報告書提出先】

加古川市 介護保険課 管理係

TEL：079-427-9123

FAX：079-424-1322

E-mail：fuk_kaigo@city.kakogawa.lg.jp

【保健所報告先】

- ・感染症等について

東播磨県民局 加古川健康福祉事務所 健康管理課

TEL：079-422-0002

- ・食中毒等について

東播磨県民局 加古川健康福祉事務所 食品薬務衛生課

TEL：079-422-0004

【連絡先】

高齢者・地域福祉課 法人指導係

(担当：稲村)

場 所：市役所本館2F 高齢者地域福祉課分室

T E L：079-427-9391

F A X：079-421-2063

E - m a i l：fukushi@city.kakogawa.lg.jp